

令和7年度 姫路市保育士等キャリアアップ研修【障害児保育(2回目)】 受講案内
この研修はリモート（Zoom）で開催します。

1 研修概要

研 修 名	令和7年度 姫路市保育士等キャリアアップ研修
研 修 日 時	下記「研修カリキュラム」のとおり
研 修 会 場	Zoomでのリモート開催（受講生の自宅又は勤め先の施設での受講）
研 修 分 野	障害児保育
研修時間数	15時間（3時間×5回）
受 講 定 員	95名（先着順）
受 講 料	無料
受講対象者	次の①～④の項目を全て満たす職員 ① 姫路市内の私立認可保育所及び認定こども園等に勤務する職員のうち、各施設において、「障害児保育」の分野に関して、リーダー的な役割を担う職員（当該役割を担うことが見込まれる職員を含む。） ② 自宅又は勤務先の施設に安定したインターネット接続環境があること。 ③ カメラ・マイク付きパソコンからの視聴が可能なこと。（スマートフォンでの視聴は画面が見づらく、長時間の使用になると負担が大きいためお勧めできません。） ④ 個室や自室での視聴、イヤホンマイク等での参加など、周囲の雑音が入りにくい環境で視聴できること。（特に同じ部屋で複数人が受講する場合は、必ずイヤホンマイクを使用すること。）

2 研修カリキュラム

	開催年月日	開催時間	研修内容	講 師
第1回	令和7年12月1日(月)	16:00～19:10	①障害の理解 発達障害のある子どもの理解と配慮の考え方	㈱アニマシオン プレイジム代表 児童発達管理責任者 太田 篤志
第2回	令和7年12月8日(月)	16:00～19:10	③障害児の発達の援助 発達支援の考え方とアセスメント	
第3回	令和7年12月15日(月)	16:00～19:10	②障害児保育の環境 発達障害のある子どもの遊び環境 ③障害児の発達の援助 発達障害のある子どもの発達支援	
第4回	令和7年12月18日(木)	14:00～15:30	①障害の理解 肢体不自由のある子どもの理解	姫路市総合福祉通園センター・ ルネス花北 所長 北山 真次
		15:40～17:10	②障害児保育の環境 運動面の発達に遅れや障害のある子どもの遊び環境 ③障害児の発達の援助 運動面の発達に遅れや障害のある子どもの発達支援	姫路市立こども発達支援センター 所長 福島 優子
第5回	令和8年1月13日(火)	16:00～17:30	⑤障害児保育の指導計画、記録及び評価 支援個別の支援計画の作成	㈱アニマシオン プレイジム代表 児童発達管理責任者 太田 篤志
		17:40～19:10	④家庭及び関係機関との連携 家庭及び地域の関係機関との連携	ぱっそ・あ・ぱっそ 相談支援専門員 西田 純子

3 受講申込

(1) 申込方法

Web申込（電子申請）

<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1750989254683>

または



スマートフォン用 二次元コード

(2) 受付期間

令和7年11月10日（月）午後1時00分から11月12日（水）午後5時00分まで（先着順）
 （ただし、定員になり次第終了します。）

(3) 受講の決定

受講決定者には、11月21日付（予定）で勤務先施設宛てにメールで、①受講者決定のお知らせ（別紙 - 受講者一覧）、②受講決定、③受講レポート様式、④研修終了後の手続き等についての文書を送付します。

(4) 申込みに関する留意事項

- ① 申込みに際しては、施設で受講希望者を調整の上、1施設につき最大5名まででお願いします。
- ② 複数名受講する場合は、同一施設であっても1名ずつお申込みください。
- ③ 申込時に保育士登録番号の入力が必要となりますので、事前にご準備をお願いします。（保育士登録番号がない場合は、幼稚園教諭免許状番号等が必要となります。）
- ④ 申込後、内容に誤りがある場合は、幼保連携政策課（保育士・保育所支援センター）へご連絡ください。

4 修了証の交付

- (1) 15時間の研修をすべて受講し、終了後に「研修受講レポート」を提出した後、必要な知識や技能のキャリアアップが図られた方に対して、姫路市から「保育士等キャリアアップ研修修了証」を交付します。
- (2) 未受講の内容（項目）がある場合には、修了証の交付はできません。その場合には、「一部受講証明書」を交付します。
- (3) 複数の実施機関による受講で研修の全課程を修了した場合は、別途、兵庫県に修了証の交付申請を行ってください。詳しくは、兵庫県のホームページをご覧ください。

5 その他研修に係る留意事項

- (1) 研修は姫路市の委託を受けて、西播磨コンソーシアム（事務局 - 姫路市私立こども支援機構）が実施します。
- (2) 研修はリモート研修となり、受講生の自宅又は勤め先の施設での受講となりますので、それ以外の場所（車中、飲食店等）での受講は認められません。
- (3) 研修は必ず1人1台のパソコンで受講してください。1台のパソコンで複数名の受講は避けてください。
- (4) 申込時の受講者本人以外の受講は認められません。受講者の入替えによる受講は不正行為とみなされ、受講資格の取消しとなります。
- (5) 受講態度が不適切な場合（飲食、喫煙、私語など）は、修了と認められません。
- (6) 受講確認ができるよう顔全体が写る形に座席位置やカメラの調整をしてください。
- (7) 事前にリモート研修特設ページの内容を熟読いただき、万全の準備をした上で受講してください。
- (8) 休憩時間以外で15分以上の離席等は、修了と認められません。
- (9) リモート研修中に講師の許可なく、録音・録画・スクリーンショットは認められません。
- (10) 受講決定後、欠席（全部又は一部）される場合は必ず事前に事務局までご連絡ください。
- (11) 個人情報については、適正な管理を行い、本事業の運営以外の目的に利用することはありません。なお、個人情報及び受講結果については、兵庫県、他の都道府県・市町村及び委託先（西播磨コンソーシアム）間で共有されますのでご了承ください。

6 リモート研修の受講手順について

受講決定通知書の送付時に、詳細をお知らせします。

7 お問い合わせ先

○申込・修了証に関すること

姫路市幼保連携政策課（平日：9:00～17:00）
保育士・保育所支援センター（担当：米田）
TEL：079-221-2949
FAX：079-221-2988

○その他リモート研修に関すること

西播磨コンソーシアム（平日：9:00～17:00）
姫路市私立こども支援機構（担当：藤井）
TEL：079-280-4190
FAX：079-280-4290